

○春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

(昭和 58 年 9 月 26 日条例第 20 号)

改正 昭和 58 年 12 月 17 日条例第 23 号 昭和 59 年 10 月 5 日条例第 21 号
昭和 60 年 3 月 25 日条例第 12 号 昭和 60 年 7 月 31 日条例第 20 号
平成 4 年 6 月 23 日条例第 17 号 平成 8 年 12 月 24 日条例第 25 号
平成 9 年 7 月 3 日条例第 8 号 平成 9 年 9 月 25 日条例第 12 号
平成 11 年 3 月 18 日条例第 8 号 平成 15 年 9 月 25 日条例第 14 号
平成 18 年 9 月 21 日条例第 33 号 平成 20 年 3 月 26 日条例第 12 号
平成 20 年 6 月 18 日条例第 27 号 平成 22 年 9 月 21 日条例第 24 号
平成 26 年 9 月 25 日条例第 26 号 平成 28 年 6 月 28 日条例第 31 号
平成 28 年 9 月 29 日条例第 35 号

(目的)

第 1 条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に医療費の一部を支給することにより、もってその保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であつて、18 歳未満の児童(4 月 2 日から翌年 3 月 31 日までの間に、18 歳に達する者を含む。以下同じ。)を現に監護しているものをいう。
- (2) 父子家庭の父 法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子であつて、18 歳未満の児童を現に監護しているものをいう。
- (3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に監護されている 18 歳未満の児童(6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものを除く。以下同じ。)をいう。
- (4) 父母のない児童 法附則第 3 条に規定する父母のない児童のうち 18 歳未満の児童をいう。
- (5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
 - イ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
 - エ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
 - オ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
 - キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)

(対象者)

第3条 この条例による医療費の支給を受けることができる母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童(以下「対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 春日市の区域内に住所を有する者
 - (2) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による医療支援給付を受けている者
 - (3) 母子家庭の母の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童
 - (4) 母子家庭の母の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童
 - (5) 父子家庭の父の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童
 - (6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童
 - (7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定める者の前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童
 - (8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ若しくはニの規定に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ若しくはニの規定に該当し、かつ、父がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童(以下「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等
 - (9) 父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

- 3 前項第3号から第9号までに規定する所得は、施行令第4条第1項及び第2項の規定により算出した額とする。この場合において、施行令第4条第1項中「監護し、かつ、これと生計を同じくする」とあるのは、「監護する」と読み替えるものとする。
- 4 法律上の婚姻歴がない者であって規則で定めるもの(以下この項及び次項において「特例該当者」という。)に係る前項の規定による所得の算出については、特例該当者を施行令第4条第2項第3号に掲げる者とみなして算出するものとする。
- 5 前項の規定による所得の算出を受けようとする特例該当者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をしなければならない。

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合(以下「医療保険各法の保険者」という。)が負担すべき額(医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、対象者に対し、ひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該ひとり親家庭等医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に掲げる額については、支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円。ただし、1月につき3,500円を限度とする。

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円。ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額とする。

- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。
- 3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の認定)

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続きひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

(ひとり親家庭等医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、ひとり親家庭等医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例によるひとり親家庭等医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等医療証を交付しないものとする。

(ひとり親家庭等医療証の提出)

第7条 受給資格者は、規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等にひとり親家庭等医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、氏名、住所その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償請求権)

第10条 市は、ひとり親家庭等医療費の支給の事由が第三者の行為により生じた場合において、ひとり親家庭等医療費の支給を行ったときは、その支給した価額の限度において、受給資格者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、この条例によるひとり親家庭等医療費の支給は行わない。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第12条 市長は、ひとり親家庭等医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給資格者その他の関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは文書の提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(受給権の保護)

第13条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、昭和58年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る母子家庭等医療費から適用する。

(経過措置)

2 第2条第4号に規定する一人暮らしの寡婦に係る「配偶者のない女子」とは、当分の間、婚姻の届出をしている配偶者と死別又は離婚した女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものをいう。

附 則(昭和58年12月17日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月5日条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(昭和60年3月25日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(昭和60年7月31日条例第20号)

(施行期日等)

1 この条例は、昭和60年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和60年7月31日以前において認定の申請をしている者でその後認定を受けたもの及び同日において認定を受けている者の同年8月から昭和61年7月までの母子家庭等医療費の受給資格の認定については、昭和60年8月31日までの申請に限り改正後の春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例第5条第2項の規定は、この条例の施行後に母子家庭等医療費の支給要件に該当するに至った者の当該母子家庭等医療費の認定の申請について適用する。

附 則(平成4年6月23日条例第17号)

この条例は、平成4年8月1日から施行する。ただし、この条例の施行日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成8年12月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成9年7月3日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市国民健康保険条例等の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成9年9月25日条例第12号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月18日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年9月25日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成18年9月21日条例第33号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月18日条例第27号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係るひとり親家庭等医療費から適用する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条に規定する対象者に係るひとり親家庭等医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対するひとり親家庭等医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日から平成22年9月30日までの間に行われる診療分に限り、改正前の春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例第2条第4号の規定による受給資格者であった一人暮らしの寡婦(施行日以後、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けることができる者及び前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者は除く。)については、引き続き改正後の条例の対象者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第4条第1項第1号中「入院の場合 1日につき500円。ただし、1月につき3,500円を限度とする。」とあるのは、施行日から平成21年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき12,000円。ただし、自己負担分相当額が12,000円に満たない額の場合は、当該額とする。」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき24,000円。ただし、自己負担分相当額が24,000円に満たない額の場合は、当該額とする。」と、改正後の条例第4条第1項第2号中「前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円。ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額とする。」とあるのは、施行日から平成21年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき1,000円。ただし、自己負担分相当額が1,000円に満たない額の場合は、当該額とする。」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき2,000円。ただし、自己負担分相当額が2,000円に満たない額の場合は、当該額とする。」とする。

附 則(平成22年9月21日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成22年8月1日から適用する。

附 則(平成26年9月25日条例第26号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年6月28日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の療養に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、施行日前の療養に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定によるひとり親家庭等医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対するひとり親家庭等医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 28 年 9 月 29 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則

(昭和 58 年 10 月 19 日規則第 28 号)

改正 昭和 60 年 3 月 30 日規則第 18 号 平成 6 年 9 月 30 日規則第 19 号
平成 9 年 3 月 31 日規則第 16 号 平成 11 年 3 月 29 日規則第 26 号
平成 14 年 3 月 25 日規則第 14 号 平成 14 年 9 月 27 日規則第 47 号
平成 17 年 3 月 25 日規則第 17 号 平成 18 年 9 月 29 日規則第 61 号
平成 18 年 10 月 31 日規則第 67 号 平成 20 年 8 月 15 日規則第 49 号
平成 22 年 4 月 1 日規則第 36 号 平成 23 年 12 月 28 日規則第 41 号
平成 28 年 3 月 31 日規則第 41 号 平成 28 年 7 月 4 日規則第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和 58 年条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(所得の算出における寡婦(寡夫)控除のみなし適用)

第 2 条の 2 条例第 3 条第 4 項の規則で定めるもの(女子に限る。)は、次の各号のいずれにも該当する者(母子家庭の母を除く。)とする。ただし、児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)第 4 条第 2 項第 3 号に規定する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 34 条第 3 項に規定する寡婦である場合の控除を受けることができる者は、第 1 号及び第 2 号に該当する者であって、前年(1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年)の 12 月 31 日(以下「基準日」という。)及び第 3 項の規定による申請(以下この項及び次項において「申請」という。)の時において、地方税法第 34 条第 3 項に規定する扶養親族である子(20 歳に満たない者に限る。)を有し、かつ、基準日の属する年の合計所得金額が 500 万円以下であるもの(母子家庭の母を除く。)とする。

(1) 基準日以前に法律上の婚姻歴がない者

(2) 基準日及び申請の時において婚姻の状態(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)にない者

(3) 基準日及び申請の時において地方税法第 23 条第 1 項第 11 号イに規定する扶養親族その他当該女子と生計を一にする親族で政令で定めるもの(20 歳に満たない者に限る。)を有する者

2 条例第 3 条第 4 項の規則で定めるもの(男子に限る。)は、次の各号のいずれにも該当する者(父子家庭の父を除く。)とする。

(1) 基準日以前に法律上の婚姻歴がない者

(2) 基準日及び申請の時において婚姻の状態にない者

(3) 基準日及び申請の時ににおいて地方税法第 23 条第 1 項第 12 号に規定する当該男子と生計を一にする親族で政令で定めるもの(20 歳に満たない者に限る。)を有し、かつ、基準日の属する年の合計所得金額が 500 万円以下である者

3 前 2 項の規定による所得の算出を受けようとする者は、春日市寡婦(寡夫)控除のみならず適用に関する要綱(平成 28 年 3 月告示第 25 号)の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請しなければならない。

(受給資格の認定申請等)

第 3 条 条例第 5 条の規定により、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ(受給資格者が条例第 5 条後段の規定により毎年 10 月 1 日以降引き続きひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けようとする場合にあっては、当該年の 8 月 1 日から同月 31 日までの間に)ひとり親家庭等医療費受給資格(認定・更新)申請書に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 条例第 3 条に規定する対象者であることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等に基づき当該申請をした者(次項において「申請者」という。)の受給資格を審査し、その認定の可否を決定する。

4 市長は、前項の規定による審査の結果、受給資格がないと認めたときは、その理由を付して、申請者に対し通知するものとする。

(医療証の交付等)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定によるひとり親家庭等医療証(以下「医療証」という。)の交付は、市長が交付の可否を審査した上、行うものとする。

2 市長は、条例第 6 条第 2 項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、受給資格者に対し通知するものとする。

3 受給資格者は、第 1 項の規定により交付された医療証の有効期間が満了したとき、又はその受給資格を喪失したときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(医療証の更新等)

第 5 条 条例第 5 条後段の規定により引き続きひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けた者に対する前条第 1 項の医療証の交付は、従来の医療証を更新して行うことができる。

(医療証の再交付)

第6条 受給資格者は、医療証を破り、よごし、又は失ったときは、医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書を市長に提出して、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又はよごした場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第7条 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)は、次に掲げる病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局並びに同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーション

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の定める病院、診療所及び薬局

(ひとり親家庭等医療費の請求)

第8条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、ひとり親家庭等医療費の支払を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、対象者が国民健康保険の被保険者以外にあっては、こ障親医療費請求書又はこ障親訪問看護療養費請求書を提出するものとする。

(ひとり親家庭等医療費の支給申請)

第9条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて、ひとり親家庭等医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給資格者が国民健康保険の被保険者であつて、当該受給資格者に係るひとり親家庭等医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(ひとり親家庭等医療費に関する決定の通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、ひとり親家庭等医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、ひとり親家庭等医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出)

第11条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 受給資格者の住所及び氏名

(2) 被保険者、組合員又は加入者(以下「被保険者等」という。)の住所及び氏名

(3) 保険者

(4) 保険給付の内容

- (5) 受給資格に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により届出をしようとするときは、医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 4 受給資格者は、ひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による傷病届に医療証を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。
- 5 受給資格者は、前項の規定による届出をする場合において、当該ひとり親家庭等医療費の支給事由が交通事故によるものであるときは、交通事故証明書、事故発生状況報告書その他市長が必要と認める書類を併せて提出しなければならない。

(受給資格の喪失の特例)

第12条 受給資格者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日の翌日に受給資格を喪失するものとする。

- (1) 母子家庭又は父子家庭でなくなったとき(婚姻による場合を除く。) 母子家庭又は父子家庭でなくなった日の属する月の末日
- (2) 父母のない児童でなくなったとき 父母のない児童でなくなった日の属する月の末日
- (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童又は父母のない児童が満18歳に達したとき 最も早く到来する3月31日
- (4) 受給資格者が死亡したとき 死亡の日。ただし、児童が死亡したため受給資格の要件に該当しなくなった母子家庭の母又は父子家庭の父が現に医療を受けている場合は児童が死亡した日の属する月の末日とする。

(様式)

第13条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭等医療費受給資格(認定・更新)申請書 様式第1号
- (2) ひとり親家庭等医療証 様式第2号
- (3) 医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書 様式第3号
- (4) こ障親医療費請求書(医科、歯科用) 様式第4号
- (5) こ障親医療費請求書(調剤用) 様式第5号
- (6) こ障親訪問看護療養費請求書 様式第6号
- (7) ひとり親家庭等医療費支給申請書 様式第7号
- (8) 第三者の行為による傷病届 様式第8号

(9) 事故発生状況報告書 様式第9号
(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年10月1日以降に受ける医療に係る母子家庭等医療費から適用する。

附 則(昭和60年3月30日規則第18号)抄

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(平成6年9月30日規則第19号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成11年3月29日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月25日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則に定める様式による申請書等は、この規則による改正後の春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

附 則(平成14年9月27日規則第47号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第61号)

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 31 日規則第 67 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第 4 号から様式第 6 号までの様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成 20 年 8 月 15 日規則第 49 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成 20 年条例第 27 号。以下「改正条例」という。)附則第 2 項の規定によるひとり親家庭等医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対するひとり親家庭等医療証の交付については、この規則による改正後の春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により、施行日前においても行うことができる。
(経過措置)
- 3 施行日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に行われる診療分に限り、改正条例附則第 3 項に規定する一人暮らしの寡婦については、改正後の規則の規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用を受ける者に交付するひとり親家庭等医療証の様式は、様式第 2 号に準じて作成しなければならない。この場合において様式第 2 号中「1 日当たり 500 円(月 7 日限度)」とあるのは、施行日から平成 21 年 9 月 30 日までの間は「1 月当たり 12,000 円を限度」と、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間は「1 月当たり 24,000 円を限度」とし、「1 月当たり 800 円」とあるのは、施行日から平成 21 年 9 月 30 日までの間は「1 月当たり 1,000 円」と、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間は「1 月当たり 2,000 円」とする。
- 5 附則第 3 項の規定の適用を受ける者が一人暮らしの寡婦でなくなったとき(婚姻による場合を除く。)は、一人暮らしの寡婦でなくなった日の属する月の末日の翌日に受給資格を喪失するものとする。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日規則第 36 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後のそれぞれの規則の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 41 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 4 日規則第 81 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 31 号)附則第 3 項のひとり親家庭等医療費の受給資格の認定については、この規則による改正後の第 2 条の 2 の規定により、施行日前においても行うことができる。